

除雪について寄せられているご質問（Q & A）

Q1 市の道路除雪作業で自宅の玄関先に雪が寄せられ、車の出入り等に困ってしまう場合は、市で対応してもらえますか？

A1 各戸での対応をお願いします。

道路除雪作業は、より多くの人々が利用する道路を通勤通学時間帯までに、バスなどが安全に走行できるように、道路上の雪を道路端に寄せる作業です。

どうしても各戸の玄関先に雪が残ってしまいますが、それを片付けながら除雪することは非常に困難です。

作業は交通量の少ない未明から朝方に行われるため、午前3時に除雪する道路もあれば、午前6時過ぎに除雪する道路もあります。「せっかく家の前を雪かきしたのに、除雪車が雪を置いていった。」という電話が寄せられることがありますが、除雪機械の構造や限られた時間内での作業となるため、各戸の雪かきの状況に合わせた作業を行うことはできないことにご理解願います。

道路除雪作業には地域の皆さまのご理解ご協力が必要です。よろしく願いいたします。

Q2 自宅の前は除雪されないけど、除雪する道路は決まっているのか？

A2 松本市道路除雪事業計画に基づいて、除雪する道路を決めています。

バス路線や幹線道路など、より多くの人々が利用する道路を1次路線・2次路線としています。積雪が10cmに達し、更に降雪が続くことが見込まれるときに1次路線を優先しながら除雪を行います。

また、各地域内で主要な生活道路を3次路線とし、積雪が30cmを超えて、今後も天候の回復が見込めないときには1次・2次路線を優先しながら除雪を行います。どこを3次路線にするかは、各町会と相談して決定しています。

Q3 朝、道路に雪が積もったまま、除雪していない場合があるのはどうして？

A3 除雪作業が通勤時間帯に重なり、大渋滞をまねく恐れがある場合などです。

朝方の集中した降雪などにより、除雪作業が通勤時間帯に重なってしまい、大渋滞をまねく恐れがある場合は、一旦作業を見送り、その後の状況から日中の作業とするか、当日の深夜の作業とするかなどを検討します。

また、午前3時頃に除雪をした後に大量に雪が降ると、除雪していないように見える場合もあります。

Q4 道路を雪かきしたら、滑るようになってしまった。どうしたらいい？

A4 町会に配布している塩ナトや砂を散布してください。

幹線道路は、路面状況を見ながら、バスなどが安全に走行できそうもない場合には市で凍結防止剤を散布しています。

生活道路や歩道は、町会に配布している凍結防止剤（塩化ナトリウム）を地域の皆さまで散布してください。

道路除雪作業には地域の皆さまのご理解ご協力が必要です。よろしくお願ひいたします。

Q5 道路の雪を寄せる場所が無くなった。雪を捨てたい。

A5 常設雪捨て場に各自で搬入してください。

常設雪捨て場は「奈良井川下二子橋下流左岸」、「薄川金華橋上流右岸」、「扇子田運動公園東側」の3カ所です。

受入れ時間帯は午前8時30分から午後5時までです。

道路の雪以外の持込みはできません。ゴミや土砂が混入していると、処分に多くの時間と費用がかかってしまいますのでご注意ください。

なお、市の道路排雪作業が優先されますので、ご理解願ひます。

Q6 スノーブラウ付きトラックで除雪していたら、道路を壊してしまった。

A6 直ちに維持課にご連絡ください。

補修は原因者負担となります。破損箇所を放置したことで、大きな事故になれば、更に大変なこととなりますので、直ちに維持課にご連絡ください。

除雪する場合の基準は、スタッドレスタイヤ等の防滑装置を装着した状態で、走行可能な道路にすることです。いつでも雪のない状態にするものではありません。舗装面を無理して出そうとせずに、地域の皆さまのご協力をお願ひいたします。

なお、除雪作業に支障がある箇所（舗装の段差、占用物の突出など）は、予め、町会を通じて維持課にご相談ください。